

資料3

変更届等の添付書類について

変更届・指定(更新)申請書の添付書類について

別紙様式第2号(変更届)等の提出の際は、添付書類一覧表をご確認のうえ、書類の提出をお願いいたします。

【変更届の提出必須書類】

下記①～③の書類は、変更届を提出する際に必ず添付してください。

①別紙様式第2号(変更届)、②付表(該当サービス分)、③従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

【管理者、サービス管理責任者、相談支援専門員等の変更】

管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、地域相談支援の提供に当たる者について、変更があった場合は、変更届を提出してください。

※なお、その他の従業者に変更がある場合は、変更届の提出は不要ですが、従業者の資格要件や算定している加算要件を引き続き満たしているか確認をお願いいたします。変更に伴い、加算要件を満たさなくなる場合は、加算の変更(取下げ)の届出が必要となりますので、留意願います。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/9/1049/4/5959.html>

(市ホームページ様式等掲載場所)

加算(報酬)関係届の添付書類について

加算(報酬)関係届出書の提出の際は、添付書類一覧表をご確認のうえ、届出書の提出をお願いいたします。

【加算(報酬)届出の提出必須書類】

下記①～③の書類は、加算(報酬)の届出をする際に必ず添付してください。

- ①介護給付費等(障害児通所・入所給付費)算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費等(障害児通所・入所給付費)の算定に係る体制等状況一覧表
- ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

※介護給付費等(障害児通所・入所給付費)算定に係る体制等に関する届出書の特記事項欄に変更前、変更後の欄がありますので、変更内容が具体的に分かるよう記載してください。

※加算等の届出により算定を開始する場合は、原則、毎月15日までの届出で、翌月から算定可能となります(前年度の実績が算定根拠となる加算等は除く)。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/9/1049/4/5959.html>

(市ホームページ様式等掲載場所)